

平成28年度における検討経過

(福祉人材の育成・確保に関する部分の抜粋)

【目次】

1 中間報告書	1
2 平成28年度調布市民福祉ニーズ調査	3
3 関係機関ヒアリング・アンケート・団体意見	4
4 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申	5

1 中間報告書

◆ 福祉人材の育成

障害児・者の地域生活支援のためのホームヘルパー、通所施設、グループホーム、相談支援など多様なサービスを充実させていくためには、施設などハード面の整備だけでなく、調布市福祉人材育成センターの機能充実をはじめ、実際に支援を担う人材の確保、育成が重要です。

特に、地域からの新たな人材の掘り起し、重度知的障害、発達障害、高次脳機能障害などへの専門性の向上が課題です。

(参考：これまでの検討経過での意見、調査結果など)

- ・福祉を担う人材の育成・確保は引き続きの課題【委員意見】
- ・支援者向けの講習会、勉強会などの情報をどのように周知できるか。ケーブルテレビなどを活用できないか。【委員意見】
- ・各部署の保健師や専門職の拡充【委員意見】
- ・障害福祉人材に市独自の報酬加算を【委員意見】
- ・福祉人材育成センターでは、地域の人材確保や育成が課題であり、広報の仕方や開催時期、募集定員、受講料、ネットワークの構築等を検討することが必要【事業進捗評価】
- ・児童の年齢に応じた適切な相談等のサービスが提供できるよう、マネジメントする機関や人材育成が求められる。そのための窓口の設置も重要である。【関係機関ヒアリング】
- ・重度知的障害者が通所する事業所の専門性の向上【自立支援協議会意見具申】
- ・障害者施設へのOT、PT、STなどの専門職による巡回相談・指導の事業化【自立支援協議会意見具申】
- ・障害理解に関する体験プログラムを継続的に提供する担い手（スタッフや当事者）の確保、養

成【自立支援協議会意見具申】

- ・障害特性や発達段階に応じた支援ができる人材育成プログラムの充実【自立支援協議会意見具申】

◆ ボランティアなど多様な担い手の育成

専門人材としての福祉人材の育成だけでなく、ボランティアなど多様な担い手による支援もあわせて活用を検討することが必要です。また、そのためには、市民全体に障害理解を広げていくことも必要です。

(参考：これまでの検討経過での意見、調査結果など)

- ・ボランティアコーナーは、地域による設置・未設置の格差があり、週3日開所コーナー（緑ヶ丘・菊野台・富士見）の週5日開所への要望が出ています。【事業進捗評価】
- ・ボランティアを含め、支援者の人材不足の解消【自立支援協議会意見具申】

◆ ガイドヘルパーの育成・利用拡大

視覚障害、知的障害などにより単身で外出することが困難な方のためのガイドヘルパーが不足しており、ヘルパー養成によるサービス提供体制の充実が課題です。特に重度知的障害者の外出支援を行う行動援護の事業所、ヘルパーが不足しています。

また、ガイドヘルパーの利用目的について条件緩和の要望があり、人材育成だけでなく、利用条件等利用者にとっての利便性の改善も課題です。

(参考：これまでの検討経過での意見、調査結果など)

- ・同行援護事業所の増加による視覚障害者の社会参加の促進【委員意見】
- ・移動支援の人をふやしてほしい。【委員意見】
- ・外出したいときにヘルパーが見つからない、外泊を伴う利用がしにくい。【委員意見】
- ・移動支援費支給事業は利用者増により、サービスを提供する事業所やヘルパー数が不足しているため、従事者の育成が課題です。また、利用可能な外出目的を拡大してほしいという要望が出ています。【事業進捗評価】
- ・移動支援の要件緩和（通学、通所、行動援護、入浴施設の利用など）【団体意見】
- ・行動援護のヘルパーが不足しているため、ヘルパーの育成、行動援護事業所を増やす取り組み【自立支援協議会意見具申】
- ・学校送迎、施設送迎について、ヘルパー利用に関する条件緩和【自立支援協議会意見具申】

◆ サービスの質の向上

サービス提供事業所の増加の一方で、提供されるサービスの質の充実も求められています。苦情受付体制，オンブズマン，第三者評価，人材育成など様々な手法を活用しながら、サービスの量的拡大だけでなく、その質を向上させていくことが課題です。

また、これまで、障害者総合支援法，児童福祉法に基づくサービス提供事業所に対する指導検査は主に東京都が実施していましたが、今後、指導検査権限の一部が東京都から区市町村に移譲される予定であり、調布市としてどのように指導検査の実施体制を整備していくかを検討する必要があります。

(参考：これまでの検討経過での意見，調査結果など)

- 障害福祉サービス事業所への指導検査では、会計・経理等専門的知識に精通した職員養成と、継続的確保が課題であり、事業所への指導検査権限移譲が予定されている保育所や介護保険部門も含め、庁内全体の指導検査体制のあり方について連携して検討を進める必要がある。【事業進捗評価】
- 障害福祉サービス事業所への第三者評価補助金は、市内で第三者評価を実施する事業所が少ないことが課題【事業進捗評価】

2 平成 28 年度調布市民福祉ニーズ調査

—

3 関係機関ヒアリング・アンケート・団体意見

(1) 関係機関ヒアリング

【医療関係】

(7) 市への要望

- 福祉人材育成センターの質を上げていく取り組みが重要である。子育てを終えたお母さんを人材として活用するようなことが求められる。
- ソーシャルキャピタルとして人材の育成を。通院時など、ボランティアがついて話をしてほしい。

(2) 関係機関アンケート

—

(3) 団体意見

—

課題② 「重度知的障害者の利用できる地域資源の整備が必要です。」

1 背景・ワーキング等で話し合われたこと

平成26,27年度のちょうふだそうワーキングにおいて「知的障害のある人が安心して地域で暮らすために～選択できる暮らしのための仕組み作りを目指して～」をテーマに話し合った。結果、下記のような意見や課題が明らかにされた。

- ・知的障害のある人の主な介護者も高齢化しており、年々介護負担が増大している。
- ・行動援護等の障害福祉サービスの選択肢は増えたが、対応できるヘルパーが少ないため、障害の支援程度が高い方は依然として利用できていない。これにより家族の介護負担が大きい。
- ・主に生活介護を利用している知的障害のある人を対象にヒアリングや調査を行い、利用しやすい地域資源について協議した。結果、障害の重さや社会的障壁によって利用できない福祉サービスや地域資源も多く、平日の夕方や土日など外出したくてもできないという実態が浮かび上がった。そのため、障害の支援程度が高い方でも参加可能な余暇活動の場として、ほりで一ぱらんという企画を立ち上げ、作業所や地域の力を活用して試行した。

ほりで一ぱらん概要

対 象：主に生活介護事業所に通所している知的障害のある方

参加者：15～20人程度

参加費：500円（保険代）

時 間：2時間

場 所：市民大町スポーツ施設

内 容：パラバルーン/サーキット/4面卓球バレー/4Bバルーン

スタッフ：20～30人程度（スポーツ推進委員・作業所職員・ボランティア）

送 迎：あり（送迎車・ガイドヘルパー等）

2 具体的方向性

- ・重度の知的障害のある人を対象とした余暇活動や運動に関する企画の事業化。
- ・送迎があり、作業所の帰り等に気軽に寄り、過ごすことができる場所の設置。
- ・行動援護のヘルパーが不足しているため、ヘルパーの育成、行動援護事業所を増やす取り組み。
- ・重度知的障害者が通所する事業所の専門性の向上。